

【只木ゼミ春合宿 第3問 検察レジュメ】

文責 2班

.事実の概要

甲はAとの喧嘩の際、Aに傷害を負わせたため、いったんは階段を下りて外へ出てその場から逃走しようとしたが、憤りが収まらず、思い直して立ち戻り、殺意を持って、傍らに置いてあったナイフで倒れているAの胸部を数回突き刺した。その後、傷を負いながらもAが逃げ出そうとしたので、いったんはこれを同階内に引き戻したものの、再度Aが隙を見てビルの5階から1.5メートル離れた隣のビルの屋上に飛び降りようとするのを発見した甲は、Aを連れ戻して同所の火を放ち焼死させようと考え、すばやく背後からAに掴みかかったところ、Aはバランスを崩し、隣のビルとの隙間に転落し、全身打撲によって死亡した。

.問題の所在

甲は殺意をもってAをナイフで数回突き刺しているが、それだけではAは死に至らなかった。その後、Aが逃げようとした際に、甲がつかみかかった行為によりAは転落死している。

この点、ナイフで突き刺す行為とつかみかかる行為は社会通念上別個の行為である。そうだとすれば、つかみかかる行為に殺人罪の実行行為性は認められず、甲は殺意をもってAを死に至らしめたにもかかわらず、殺人既遂罪の罪責を負うことはなく、量刑上不当な結果となる。

そこで、甲のナイフで刺した行為を実行行為として、Aに対する殺人罪を認めることはできないか、ナイフで突き刺す行為と、Aの転落死の間に因果関係が認められないかが問題となる。

.学説の状況

まず、「pなければqなし」といった条件関係だけで因果関係を判断すると不当に因果関係が拡大する場合があります。妥当でない。

また、因果関係は社会通念上類型化された構成要件該当性の問題であるから、因果関係の存否は社会通念に基づいて典型的に判断すべきである。

よって、社会通念に基づいて当該行為から当該結果が発生することが相当であると認められる場合に、因果関係が認められるとする相当因果関係説が妥当である。

そこで、どのような基礎事情のもとに相当性を判断するのかにつき、次のように学説は対立している。

A説 主観的相当因果関係説

行為者が、行為当時認識していた事情および認識しえた事情を相当性判断の基礎事情とする。

B説 折衷的相当因果関係説

行為当時の行為者の立場に立って、一般人が認識しえた事情および行為者が現に認識していた事情を相当性判断の基礎事情とする。

C説 客観的相当因果関係説

裁判官の立場にたって、行為当時に客観的に存在した全事情および行為後に生じた事情でも行為当時に一般人が予見可能な事情はすべて相当性判断の基礎事情とする。

.判例 [最決 平成15年7月16日]

<事案の概要>

被告人Xと他数名が共謀のうえ、被害者Aに対し極めて激しい暴行を繰り返して傷害を加えたところ、被害者Aが隙を見て逃走した。約10分後、Aは極度の恐怖心を抱き追跡から逃れるため高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過されて死亡した。

<判旨>

「被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、…被告人らの暴行から逃れる方法として著しく不自然、不適當であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に侵入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価できるから、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当」である。

本判例は、被害者の逃走方法が著しく不自然、不適當であったとはいえず、そうだとすれば被告人の暴行と逃走過程で死亡した結果に因果関係は認められるとしたものである。

・学説の検討¹

- 1、 まず、主観的相当因果関係説は行為者が認識予見しえなかった事情については一般人が認識予見しえた場合でも判断の基礎とすることができないから、一般人には明らかであるのに行為者が予見できなかったという場合にも因果関係が否定されることになり、経験則上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で判断の基礎として狭すぎる。
- 2、(1) 次に、折衷的相当因果関係説について検討する。

まず、折衷的相当因果関係説は、相当因果関係説の狙いは、条件関係が認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶然的な結果を排除することであり、行為者が認識、予見している特別な事情があれば、行為者はそれを支配できるのであるから、そうした支配可能性という観点から見ると、行為者が特に認識予見していた事情を判断の基礎としても不当ではないとしている。
- (2) しかしそもそも因果関係は客観的帰責の問題であるから、因果関係の存否はあくまで客観的に決すべきであるので行為者の主観を判断の基礎におくのは妥当ではない。

また、この説では行為後に生じた因果的経過を十分に把握しえないという点も問題である。この批判に対しては、刑法上の因果関係は実行行為から経験則上通常予測される結果を構成要件的结果として評価するためのものであり、その範囲で行為後の介在事情を考慮すれば足りるのであるという反論がなされるが、それでは考慮にいれる行為後の介在事情の範囲が明確ではないのでこの反論は妥当ではない。

また、行為者の認識も考慮すると、例えば共同して犯行に及んだ者同士の間でも、それぞれの行為者の認識の有無によって因果関係があったりなかったりするという奇妙な結論になるという点でもこの説は妥当ではない。
- 3、(1) そして、客観的相当因果関係説に対しては、行為当時の事情に関して、一般人も知ることが出来ず行為者も知らなかった特殊な事情をも考慮にいれると、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることになり、条件関係とほとんど変わらなくなってしまい、因果関係の成立に絞りをかける相当因果関係説の趣旨に反することになるという批判がなされる。
- (2) しかし客観的相当因果関係説は裁判官の立場にたつて、行為ときに客観的に存在したすべての事情を判断の基礎とすることによって社会通念上極端に偶然的なものであると考えられる結果について因果関係が成立することを防ごうとするものであり、因果関係が不当に広がりすぎることもなく相当因果関係説の趣旨に反するものではない。
- 4、 よって主観的事情を排除し、客観的に因果関係を決定している客観的相当因果関係説が妥当であると思われる。

・本問の検討

- 1、 まず、甲はAとの喧嘩の際に傷害を負わせているため、甲には傷害罪(204条)が成立する。
- 2、(1) 次に、甲は殺意をもって倒れているAの胸部をナイフで数回突き刺している。

そして、ナイフで人の胸部を数回突き刺すという行為は、胸部が心臓など人間の生命機能を維持するうえで重要な器官が存在していることに鑑みても、死の結果が発生しうる現実的危険性を有する行為であるといえる。従って、甲のナイフでAの胸部を数回突き刺す行為に殺人罪の実行行為性は認められる。

¹ 大谷實『刑法講義総論〔新版第2版〕』(2007)成文堂 二百十六～二百十九頁
山口厚『刑法総論〔補訂版〕』(2005)有斐閣 五十五～五十七頁

(2) では、甲のかかる行為と、Aが転落死した結果に因果関係は認められるであろうか。

この点、前述のように因果関係を判断するうえでは、相当因果関係説のなかでも客観説が妥当であると考えられるから、条件関係を前提に、行為時に存在した全事情と一般人が予見可能な行為後の事情を基礎に、当該行為から当該結果が発生することが社会通念上相当であると認められる場合に因果関係が認められると解する。

(3) 本問につき見るに、まず条件関係は、甲がAをナイフで突き刺すことがなければ、Aは逃げようと隣のビルの屋上に飛び降りようとするともなく、隣のビルの屋上に飛び降りようとしなければ転落死することもなかったのだから「pなければqなし」という条件関係は認められる。

そして本問で、ナイフで数回胸部を突き刺せば、被害者はそのまま逃げなければとどめを刺され殺されるもしくは出血死すると考えるのが通常であるところ、行為後になんとか死の危険を回避し自己の生命を守るために逃げようとするのは一般人に予見可能である。

それが、たとえ重傷を負った状態でビルの5階から1,5メートル離れた隣のビルに飛び移るという方法であり多少困難な方法だとしても、重傷を負っているからこそ、そのままでは殺されるという切迫感や、そのまま死ぬよりは多少危険が伴おうとも少しでも生命を守るために行動することは一般人に予見可能である。

このような行動をとることは、甲が一度階段を下りて外に出たにもかかわらず、思い直して立ち戻り、Aの胸部を数回突き刺しており、その執着が並々ならぬことに鑑みても、更なる攻撃による死の結果を免れるための方法として、隣のビルの屋上に飛び降りるという行為が著しく不自然、不相当であるということとはできない。

また、甲はAに掴みかかっているが、ナイフで刺した者が逃げようとするれば、加害者は通常犯意を翻すことはなく、そのとどめを刺すか、少なくともそれを引き留めその死の結果が到来するのを待つと考えられるところ、逃げようとするAに甲が背後からつかみかかることは一般人に予見可能である。

従って、ナイフで胸部を数回突き刺されれば、Aが自己の生命を守ろうとビルの屋上から隣のビルに飛び移ることで甲の攻撃を回避しようとし、甲はAが逃げればそれを引きとどめようとするつかみかかることは一般人に予見可能であるから、それによって生じた転落死という結果とナイフで突き刺した行為との間に、因果関係は認められる。

従って、甲には殺人既遂罪(199条)が成立する。

3、 よって、甲には傷害罪(204条)と殺人罪(199条)が成立し、両者は包括一罪となる。

以上

なお、本問と同様の事案で東京高裁(H13,2,20)は、「被害者を刺し殺そうという被告人の殺意は、刺突行為後においては、自己の支配下において出血死を待ち、また、ベランダから逃げようとした被害者を連れ戻しガス中毒死させるという内容に変化しているが、殺意としては同一といえ、結局、刺突行為時から被害者に掴みかかった行為の時まで殺意が継続...被害者に掴みかかる行為は一般には暴行にとどまり殺害行為とは言い難いが、本件においては被害者を連れ戻しガス中毒死させるという意図に基づいた行為...必要不可欠な行為であることを考えると殺害行為の一部と解するのが相当²」とし、刺突行為と掴みかかる行為の一連の行為を実行行為と考え、その間継続して殺意があると認められるとして、殺人既遂罪を認めている。

しかし、社会通念上刺突行為と掴みかかる行為は別個の行為であり、一連の実行行為であると見ることはできないから、この見解は妥当でない。

そうではなく、刺突行為を殺人の実行行為とし、死の結果と因果関係が認められるかどうかにより判断すべきであると解する。

² 判例時報 1756号 百六十二～百七十頁